

## 平成30年度「介護職員処遇改善加算」の届出について

平成30年4月から介護職員処遇改善加算の算定を受けようとする場合は、2月28日（水）までに（郵送の場合は当日消印有効）届出書等の提出をお願いします。

平成29年度の介護職員処遇改善加算を算定している場合でも、改めて平成30年度の介護職員処遇改善加算の届出の提出が必要になりますのでご注意ください。

また、年度途中において加算の算定を受けようとする事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに届出書等の提出をお願いします。

※平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤについては、廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする」とされています。当該加算区分（ⅣまたはⅤ）を算定している事業所等または加算を算定していない事業所等においては、加算区分Ⅲ以上の取得についてご検討ください。

※総合事業のみなし指定が終了し、平成30年4月1日付で新規指定を受ける事業所も提出が必要です。